

報 道 機 関 各 位

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

豚熱ワクチンの初回接種の開始について

令和 3 年 6 月 1 5 日に本県が国から豚熱ワクチン接種推奨地域に設定されたことを踏まえ、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省に提出した「ワクチン接種プログラム」について、7 月 1 2 日に妥当であるとの通知があったことから、本日、家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項の規定により、知事が、飼育している豚及びイノシシへの豚熱のワクチン接種を命令する告示を行いましたのでお知らせします。

記

1 告示内容

- (1) 実施目的：豚熱の発生予防
- (2) 実施区域：県内全域
- (3) 対象家畜の種類：飼育している豚及びイノシシ
- (4) 実施期間：令和 3 年 7 月 3 0 日から令和 4 年 3 月 3 1 日
- (5) 注射方法：皮下又は筋肉内注射

2 ワクチン接種プログラムの概要

別紙のとおり

3 留意事項等

- (1) 県内で飼育豚等に豚熱は発生していません。また、野生イノシシにおいても豚熱の感染は確認されていません。
- (2) 豚熱は、豚・イノシシの病気であり、人には感染しません。また、豚熱ワクチンを接種した豚の肉を食べても、人の健康に影響はありません。
- (3) 報道関係者の皆様におかれましては、豚等の飼育農場での取材は、疾病の侵入及びまん延を引き起こすおそれがあることから、慎むよう御協力願います。

報道機関用提供資料	
担当課	農林水産部畜産課
担当者	衛生・安全グループ GM 田中慎一
電話番号	直通 017-734-9498
	内線 4818
報道監	農林水産部 次長 石澤 雅史 内線：4966

別紙

〈ワクチン接種プログラムの概要〉

1 初回接種

- (1) 対象豚 約30万頭、87農場
(哺乳豚及びと畜場出荷前20日以内の豚を除く)
- (2) 体制 家畜保健衛生所獣医師職員(家畜防疫員)10人(5家保×2人)／日
- (3) 期間 7月30日(金)～11月上旬
- (4) 計画 津軽地域(中南→西北→東青)から開始し、上北地域の一部(十和田市、六戸町)、三八地域、上北地域の北部の順に接種

2 継続接種

- (1) 対象豚 初回接種していない豚及び繁殖豚等
約32万頭 約70農場(肥育専業を除く)
- (2) 体制 民間獣医師の対応を検討中
- (3) 計画 初回接種が終了した地域から順次開始(8月下旬)

※参考

区分	接種スケジュール
繁殖豚 種雄豚	初回接種後、6か月後、その1年後に1回の追加接種を行い最大4回接種
肥育豚	初回接種のみ。ただし6か月以上肥育する場合、2回目を接種
出生豚	出生後50～60日後を目途に初回接種。その後は、用途(肥育又は繁殖)に応じて接種